

自主行動計画フォローアップ 調査結果について

一般社団法人 日本自動車工業会
2026年 1月 28日

1. 自工会の取り組み

自主行動計画の改訂、周知浸透活動

自主行動計画は、2017年に策定以降、政府方針や法令改正等を踏まえ、毎年内容を見直しを行ってきたが、今年度において、自動車産業での勧告やそれに伴い自工会宛てにもご要請を受けている。また、本年施行となった取適法の内容を踏まえて自主行動計画や徹底プランの改訂を実施した。

自工会・部工会の共催で「取適法セミナー」や「自主行動計画改定の説明会」を実施するなど、両会の会員企業への取組み浸透に向けた継続的な活動を推進している。

また、会員企業各社では、パートナーシップ構築宣言を策定・更新しており、引き続きサプライチェーン全体での連携を深めながら一層の浸透に取り組んでいく。

2. 関係団体と連携した取り組み

適正取引化に向けた意見交換の実施

日本自動車部品工業会とは、2022年11月より「価格協議」「価格転嫁」等の促進に向けた意見交換を毎月実施しており、「共に発注者の立場」で、サプライチェーン全体への取り組みの浸透に向けた活動を推進している。

サプライチェーン全体への浸透に向けたセミナー開催

部工会・経済産業省・各地の商工会議所等によって開催されるセミナーに会員企業も参画して講演を実施。自動車関連企業のティアの深い層（ティア2、3）に向けて自動車メーカーでの取り組み等を発信しており、サプライチェーン全体への展開にも取り組んでいる。 ※2023年3月より計10回セミナーを開催。

3. フォローアップ調査結果(概要)

実施期間	2025年 10月23日～11月12日	
対象取引	会員企業(完成車メーカー)とティア1(自動車部品メーカー)による取引	
回収率	100% (14社)	
重点課題 対応状況	価格決定方法 の適正化	お取引先様との価格協議は全社で実施できており、原材料価格・労務費・エネルギー価格の価格転嫁については、概ね全社で8割以上の対応ができています。他方、労務費は依然課題が残されており、お取引先様との真摯な協議と、取引先イベント等を活用した、『さらにその先の取引先との能動的な協議の呼びかけ』を進めていく。
	減額要請	減額要請は確認されていない。
	支払い条件	下請法対象のお取引先様には約束手形を廃止済。
	型取引 の適正化	書面化、早期支払い、廃棄費用は概ね対応できているものの、保管費用は課題があり、型の勧告事例や自主行動計画・徹底プランも踏まえ、保管費用や廃棄に関する明示的な協議の着実な実行に努めていく。
	知財財産に関する 適正な取引	全社が適正な知財取引のための取組を継続して実施。
	働き方改革	全社がしわ寄せによる負担を発生させないよう対応。

4. 今後の取り組みについて

- 昨年からの関税の影響や地政学的なリスクなど、自動車産業を取り巻く環境は厳しい状況にある中でも、適正取引の取り組みは継続して推進し、「健全な取引環境の構築」と「日本のものづくりの競争力確保」との両立を進める。
- 加えて、取適法を踏まえた対応の実務への浸透に向けて、引き続き、部工会様、関係当局とも連携した取組や啓発活動を継続的に推進し、サプライチェーン全体への浸透を図る。
- 今後も会員全社(発注者側)が、サプライチェーンの最下流に位置する企業として率先した行動に努めていく。

以下、添付資料

自主行動計画フォローアップ調査結果(詳細) ～5つの重点課題に対する取り組み状況～

I. 合理的な価格決定① (価格交渉/減額要請 等)

会員全社にてお取引様との協議を実施し、ご相談に沿ったコスト全般の価格転嫁8割以上を達成
 ⇒引き続き、お取引先様の声の丁寧なヒアリングを通じた対応に努めていく。

設 問		選 択 肢	回答社数(14社中)		
			2025	2024	
問4.	2025年度に適用する単価の協議実施状況	①全ての発注先と協議した(100%)	14	14	
問7.	2025年度に適用する 単価の決定・改定の際の 各変動コストの反映状況 ※下請法対象企業の中で 取引額最大の社が対象。	1)コスト全般	①全て反映した(100%)および ②概ね(81~99%)反映した	14	14
		2)労務費	①全て反映した(100%)および ②概ね(81~99%)反映した	14	14
		3)原材料価格	①全て反映した(100%)および ②概ね(81~99%)反映した	14	14
		4)エネルギー価格	①全て反映した(100%)および ②概ね(81~99%)反映した ⑤反映しなかった(0%)	14	13 1※

※協議申し入れを行った結果、取引先から必要がない旨の回答を受けた為

I. 合理的な価格決定②(価格転嫁/減額要請 等)

発注時に定めた代金からの歩引き・リベート等による割り戻しの減額要請は確認されていない。

⇒引き続き、お取引先様との「共存共栄」を念頭にした取引を推進

設 問	選 択 肢	回答社数(14社中)	
		2025	2024
問8. 歩引きやリベート等により、発注時に定めた代金から差し引いた若しくは支払代金の割り戻しを要請した状況	①減額要請したことはある	0	—
	②減額要請したことはない	14	4

Ⅱ. 支払条件の改善(約束手形廃止等)

現金支払化、手形サイト短縮を各社とも推進中

⇒下請法対象の仕入先への現金払化は全社で対応済(2024年に達成済み)

⇒サプライチェーン全体への波及に向け、下請法対象取引以外にも支払条件改善に努めていく。

設問	選択肢	回答社数(14社中)	
		2025	2024
問10. 直近1年間で取引金額が最も大きい発注先への現金払いの割合	①すべて現金払い	14	14
	③10%~30%未満	0	0
	⑤50%以上	0	0

Ⅲ. 型取引適正化①

書面化、型製作費の早期お支払い、廃棄費用は概ね対応できているが、保管費用のお支払いについては、法規動向や自動車業界に勧告が続いている情勢を踏まえ、違反行為の未然防止に必要な取り組みの検討を進めていく。

⇒部工会様との意見交換会等を通じ、課題の共有・改善の継続的な取組を推進。

設問	選択肢	回答社数(14社中)		
		2025	2024	
問25. 直近1年間の 型管理におけ る適正化や改 善への取組状 況	1)書面等による 取引条件の明確化	①全ての企業に実施(100%)	14	13
	2)型代金又は型製作費 の早期の支払い ※非回答1社の貸与型は一括前払 い、取引先資産型は量産部品納入 開始月から24回均等払い(取引先 より支払時期、方法の相談がある 際は個別対応している)。	①全ての企業に実施(100%)	10	9
		④あまり実施しなかった(1%~40%) ・要請に基づき対応(2社)	2	2
	⑤実施しなかった(0%) ・契約内容以上に早期の支払い要 請が無かった為、契約通りに支払い	1	1	

Ⅲ. 型取引適正化②

設 問		選 択 肢	回答社数(14社中)	
			2025	2024
問25. 直近1年間で、型管理における適正化や改善への取組状況	3) 量産終了後の型の保管費用の支払い	①全ての企業に実施(100%) および ②多くの企業に実施(81%~99%)	12	12
		③一部の企業に実施した(80~41%) ・貸与型は支払いを11月末に完了済み。取引先資産型は現在、取引先様からの型使用・保管情報の回答収集を行っており、回答を入手次第、協議の上、支払いを予定。なお、前回回答(100%)からの差異は、昨今の法規動向や情勢を踏まえ、従来の取組では不十分であるため③としている。	1	—
		⑤実施しなかった(0%) ・調査対象期間内に要請がなかったため、支払実績はなし。 ・前回回答(100%)との差異は金型保管費用支払いの基準・解釈が異なるため。 ・2025年10月より金型保管費用を部品代とは別建てとする対応・支払いを進めている。	1	1

Ⅲ. 型取引適正化③

設 問		選 択 肢	回答社数(14社中)	
			2025	2024
問25. 直近1年間で、 型管理におけ る適正化や改 善への取組状 況	4) 不要な型の 廃棄費用の支払 い	①全ての企業に実施 (100%) および ②多くの企業に実施 (81%~99%)	10	10
		③一部の企業に実施した (80~41%) ・要請がなかった。	1	1
		④あまり実施しなかった (40~1%) ※要請のあった仕入先に対し実施(要請のなかった 仕入先様含めた割合で回答)。	0	1
		⑤実施しなかった (0%) ※調査期間に要請・該当なし (2社)	2	1
		⑥その他 ・貸与型は全ての企業に実施。取引先資産型は、 調査期間中には特に要請なし。	1	

IV. 知的財産・ノウハウの保護

知財・ノウハウ保護は従前より会員全社にて対応している。

設問	選択肢	回答社数(14社中)	
		2025	2024
問17. 知的財産等を含む取引を適正に実現するための取組	<p>①全ての企業に実施(100%) ※2社は知的財産等を含む取引なし</p> <p>【以下は具体的な取り組み】</p> <p>①双務的な秘密保持契約を締結している(12社)</p> <p>②契約の締結に当たって、仕入先(発注先)と明示的に内容の協議を行っている(12社)</p> <p>③秘密保持契約を締結する前は、仕入先(発注先)が有する営業上の秘密を知り得る行為をしない(12社)</p> <p>④取引に必要な範囲を超えて仕入先が有するノウハウや技術情報の提供を求めないように留意(12社)</p> <p>⑤工場監査・品質保証の際には、事前にその個所を明示し、その目的を達成するために必要な範囲の確認にとどめている(12社)</p> <p>⑥仕入先(発注先)と共同で開発した発明等の権利の帰属について、明示的に協議の上決定(11社)</p> <p>⑦知的財産に対しては適切に対価を支払っている(12社)</p> <p>⑧知的財産権に関する紛争の責任や、権利侵害調査の負担について、明示的に協議の上決定(11社)</p>	12 ※	12

V. 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

全社、自社の働き方改革によってお取引先様に影響がないよう配慮した発注を行っている。⇒短納期発注などがあった場合は適正なコスト負担などを実施している

設問	選択肢	回答社数(14社中)	
		2025	2024
問20. 仕入先に発注を行う際、仕入先の働き方に配慮した発注を行っているか。	①配慮している	14	14
問22. 直近1年間の働き方改革に関する対応により、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合の適正なコストの負担状況	①全ての仕入先に適正コストを負担した(100%)	3	4
	⑥短納期発注や急な仕様変更などは行っていない	11	10

VI. その他_S C全体への浸透

全社ともティア1お取引様への説明会等を通じて、ティア2以降への浸透を呼びかけている

設 問	選 択 肢	回答社数(14社中)	
		2025	2024
(独自Q) 取引全般について、サプライチェーン全体で 適正取引を進める観点から、直接の取引先を 通じて、その先の取引先へも適正取引の働き かけを実施していますか。	①実施済	13	14
	②実施中	1	—

VII. 関係団体と連携した活動

- ・ 関係団体・機関と連携した取引適正化に向けた課題解決の議論を継続中。

価格交渉 促進

部工会様「サプライチェーン部会」 × 自工会「調達部会」

- ◆部工会様の「襟を正す活動」の一環として、ティア1お取引先様からティア2以降のお取引様への一層の取り組み浸透に向け、「明示的な協議」の定義から始まり自主行動計画改訂・徹底プラン策定・改訂等に向けた議論を実施。

※開催実績…2022年12月より毎月開催

- ◆本年については、これまでの取組みの更なる深化/進化を進めていく。

適正取引 セミナー

適正取引推進セミナー開催結果 [2025年11月21日(金) 10:00~12:00 (ZOOM)]

- ・登壇者… 経済産業省 自動車課長補佐様、弁護士様
- ・参加者… 約246名(回線) *現在アーカイブ配信中(両会会員以外も視聴可)
- ・主な内容
取引適正化に向けた政府の方針・政策についてのご説明、取適法・運用基準を踏まえた実務における留意点の解説